

2019 年 12 月 19 日

24 日開催予定の統計改革推進会議にあたり

橋本英樹（東京大学大学院医学系研究科教授）

学務の関係で欠席となりますことをまずお詫びいたします。2 点申し上げたく。

1. デジタルデータの管理保全の徹底について

統計法所定の統計データならびに業務データの多くはデジタル情報として存在しています。また単一のファイルではなく、データの処理・クリーニング・修正などを施す関係でいくつもの中間ファイル（バージョン）が存在するのが常です。これらのデジタルデータは、統計の改善・改良・修正に重要な情報であります。公的文書としての保全管理の徹底がなされているか懸念が残ります。ついては、これら中間ファイルの保全に加え、修正・変更などをいつだれがどう施したのかについての記載（いわゆるメタデータ）について、適切な公的文書管理の対象として取り扱うことを徹底していただくことをお願いいたします。

2. 統計法に基づく個票利用業務の効率化・改善について

個人の経験に基づいており全体を把握しているわけではないのですが、5 月の統計法改正後、統計法 33 条に基づく個票利用の申請業務が一部の省庁（私の経験では厚生労働省）において相当滞っている印象があります。適切な人材の確保に加え、申請承認業務の簡素化・効率化を図ることで統計改革推進会議の趣旨に沿って、統計データ利用が促進されるよう、関係閣僚に置かれてはご指導のほどお願いいたします。申請承認業務の煩雑さが担当省庁で著しく異なる点も非効率的なので、統一化・簡素化を図ることをお願いしたいと思います。

以上